

京都府中小企業等外国人材受入 緊急支援補助金のご案内

府内中小企業等が海外から外国人材を受け入れる際、新型コロナウイルス感染症の水際対策として、入国後に国から要請されるホテル等での待機に係る宿泊費用を補助します。

補助 対象経費

国の水際対策への対応のために補助
対象者が負担したホテル等での宿泊費
(出張に係るものを除く)

※待機期間中の食費、待機施設までの移動費等は補助
対象外です。



補助金額

補助率:補助対象経費の1/2以内
補助上限:1人1泊当たり3,750円

※宿泊日数は国が示す経過観察措置期間を上限とします。



申請方法

郵送によりご提出ください。
申請書類は府ホームページから
ダウンロードできます。

必要な申請書類

- ・申請書 ・誓約書 ・計算シート
- ・在留資格及び入国日を証する書類
- ・府内に所在する事業所で雇用する外国人材であることを証する書類
- ・補助対象経費の領収書 ・振込先口座の通帳の写し



京都府ホームページ

補助対象期間 令和4年3月1日～令和5年2月28日

申請受付期間 令和4年4月1日～令和5年2月28日(消印有効)

補助対象者

府内に所在する事業所において外国人材を雇用する者であって、以下のいずれかに該当する者
 ※みなし大企業に該当しない者及び国または地方公共団体から出資を受けていない者に限る。

(1) 中小企業者及びその他の法人であって、下表に掲げる者

業種・組織形態		補助対象者	
		資本金 (資本金の額又は出資の総額)	従業員 (常時使用する従業員数)
①製造業、建設業、運輸業	資本金・従業員規模の一方が 右記以下の場合対象 (個人事業を含む)	3億円	300人
②卸売業		1億円	100人
③サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)		5,000万円	100人
④小売業		5,000万円	50人
⑤ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)		3億円	900人
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業		3億円	300人
⑦旅館業		5,000万円	200人
⑧その他の業種(上記以外)		3億円	300人
その他の法人	⑨組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会	
	⑩医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下の者	
	⑪社団法人(一般・公益)	直接または間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
	⑫財団法人(一般・公益)	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
	⑬その他の法人(特定非営利活動法人等)	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	

(2) きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けている者のうち会社以外の者

(3) 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けている者のうち会社以外の者

(4) (1)～(3)に掲げる者のほか、知事が特に認める者

補助対象となる外国人



下記条件(1)～(3)をすべて満たす者

(1) 在留資格が次のいずれかであること

教授、芸術、高度専門職、法律・会計業務、医療、研究、教育、
 技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能、技能実習、特定活動

(2) 府内の事業所に雇用されること

(3) 令和4年3月1日以降に日本に入国した者であること

お問い合わせ先

「京都府中小企業等外国人材受入緊急支援事業」事務局

TEL. 075-284-0142 (午前9時～午後5時/土・日・祝日・年末年始除く)

申請書類郵送先

〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167 AYA四条烏丸ビル2F

「京都府中小企業等外国人材受入緊急支援事業」事務局